

沼津市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格

を定める告示

平成 16 年 3 月 30 日

告示第 24 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、沼津市が発注する建設工事の請負又は工事に係る測量、調査、設計若しくは監理等の建設業関連業務の委託、物品（物品の購入、製造請負、借受及び売払をいう。以下同じ。）及び役務（保守管理等をいう。）に係る競争入札に参加することができる者の資格を次のように定める。

1 一般の建設業者の競争入札参加資格

（一般の建設業者の競争入札参加資格）

(1) 建設工事の競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。）第 3 条の許可を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）の申出がなされていること。

ウ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事を競争入札に参加しようとする年度開始の日の属する年の 1 月 1 日（以下「基準日」という。）の直前 2 年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き 2 年以上建設業を営んでいること。

（格付と発注基準金額）

(2) 前号に定めるほか、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事（以下「格付 5 業種」という。）の競争入札参加資格を有する者は、それぞれ次の表に掲げる工事の種類ごとの金額（以下「発注基準金額」という。）の区分に応じ、同表等級の欄に掲げる等級に格付された者とする。ただし、指名競争入札において特に必要があると認める場合においては、入札に付そうとする工事の施工箇所の近傍に事務所又は事業所を有する者であって、発注基準金額に対応する等級の直近上位等級（土木一式工事及び建築一式工事における C 級を除く。）に格付された者及び工事成績が著しく優秀な者であって、発注基準金額に対応する等級の直近上位等級（土木一式工事及び建築一式工事における C 級を除く。）及び直近下位等級に格付された者も加えることができる。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
A	2,000 万円以上	5,000 万円以上	1,000 万円以上	1,300 万円以上	500 万円以上
B	1,000 万円以上 3,000 万円未満	1,000 万円以上 1 億円未満	300 万円以上 1,300 万円未満	700 万円以上 1,500 万円未満	1,000 万円未満
C	500 万円以上 2,000 万円未満	500 万円以上 2,000 万円未満	500 万円未満	1,000 万円未満	
D	1,000 万円未満	1,000 万円未満			

(建設工事入札参加申請書の提出)

(3) 建設工事の競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請書(以下「申請書」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

(4) 競争入札参加資格の認定は、申請書に基づき次に掲げる事項について審査、評定することにより行うものとし、土木一式工事及び建築一式工事の競争入札参加資格についてはA級、B級、C級又はD級の一に、電気工事及び管工事の競争入札参加資格についてはA級、B級又はC級の一に、舗装工事の競争入札参加資格についてはA級又はB級の一に格付することにより行うものとする。ただし、補助的事項について該当のない者にあつては、基礎的事項についてのみ審査、評定することにより行う。

ア 基礎的事項

競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事に係る経営事項審査の結果

イ 補助的事項

申請書を受け付けた日の属する年度の直前2年度に施工した沼津市発注の土木一式工事で市工事検査課の検査の対象となつた工事の検査成績

(定期の審査等)

(5) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。また、定期の審査を行った年の翌年には、期日を定めて追加の審査を行うものとする。

(通知)

(6) 市長は、格付を行ったときは、申請者に対し、評定及び格付の結果を通知するものとする。

(格付の変更)

(7) 第4号の規定により格付を行った後において、市長が特に格付の調整があると認める場合は、当該建設業者から資料の提出を求め、格付の変更をすることができる。

(適用除外)

(8) 第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当する工事については適用しない。

ア 災害復旧工事等

イ 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事

ウ その他市長が特に必要があると認める工事

(資格の有効期間)

(9) 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格に係る申請書を受理した日の属する年度の翌年度4月1日から次の定期の審査を行う日の属する年度の末日までとする。

2 共同企業体の競争入札参加資格

(共同企業体の競争入札参加資格)

(1) 競争入札参加資格を有する共同企業体は、次の要件を備えた者とする。

ア 沼津市が指定する特定の工事を施工することを目的とすること。

イ 各構成員が沼津市の競争入札参加資格を有していること。

(申請書の提出)

(2) 競争入札に参加しようとする共同企業体は、申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

(3) 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、申請書に基づき第1項第4号アに掲げる基礎的事項について審査、評定することにより行うものとし、格付5業種の競争入札参加資格については、同項第4号の例により格付することにより行うものとする。

3 建設業関連業務の委託業務の競争入札参加資格

(建設業関連業務の委託業務の競争入札参加資格)

- (1) 建設業関連業務の委託業務の競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる業種ごとに、競争入札に参加しようとする業務と同一種類の業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者とする。ただし、営業に関して法律上登録を受けていることが必要とされる建設業関連業務について当該登録を受けていない者は、競争入札参加資格を有しないものとする。

ア 測量

イ 建築関係建設コンサルタント業務(土木建築に関する工事の設計若しくは管理又は土木関係に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言を行なう業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)のうち建築に関するものをいう。)

ウ 土木関係建設コンサルタント業務(建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。)

エ 地質調査業務

オ 補償関係コンサルタント業務

(入札参加申請書の提出)

- (2) 建設業関連業務の業務委託の競争入札に参加しようとする者は、申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

- (3) 競争入札参加資格の認定は、申請書に基づき、審査、評定することにより行うものとする。

(定期の審査等)

- (4) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。また、定期の審査を行った年の翌年には、期日を定めて、追加の審査を行うものとする。

(資格の有効期間)

- (5) 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格に係る申請書を受理した日の属する年度の翌年度4月1日から次の定期の審査を行う日の属する年度の末日までとする。

4 物品等の競争入札参加資格

(物品等の競争入札参加資格)

- (1) 物品及び役務(以下「物品等」という。)の競争入札参加資格を有する者は、競争入札に参加しようとする物品等と同一種類の業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において受注又は受託した実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者とする。

(入札参加申請書の提出)

- (2) 物品等の競争入札に参加しようとする者は、申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

- (3) 競争入札参加資格の認定は、申請書に基づき、審査、評定することにより行うものとする。

(定期の審査等)

- (4) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。また、定期の審査を行った年の翌年には、期日を定めて、追加の審査を行うものとする。

(資格の有効期間)

- (5) 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格に係る申請書を受理した日の属する年度

の翌年度 4 月 1 日から次の定期の審査を行う日の属する年度の末日までとする。

付 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示の廃止)
- 2 沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示 (昭和 58 年沼津市告示第 11 号) は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示施行の際、現に廃止前の沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示の規定に基づいて認定された参加資格は、当該参加資格の有効期間内に限り、なお従前の例による。